

気候変動適応に関する研究機関連絡会議 設置要綱

令和2年3月27日

1. 背景

平成30年（2018年）12月に「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」が施行された。気候変動適応法において、国及び地方公共団体はそれぞれが適応計画の策定を行い、気候変動影響及び適応に関する情報を広く収集・提供を行いつつ、気候変動影響への適応施策を事業者や市民と共に推進することとしている。

国や地方公共団体、事業者並びに個人等の各主体において適応を的確に推進するためには、将来に渡る気象、気候変動影響及び適応に関する科学的知見が必要不可欠である。気候変動の影響・適応に関する分野は多岐にわたり、現在、国の多くの研究機関が気候変動影響や適応に関する研究を推進している。平成30年（2018年）11月に気候変動適応法に基づき策定された気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定、以下「計画」）では、その基本戦略の一つとして、「我が国の研究機関の英知を集約して情報基盤を整備する」ことが盛り込まれたところであり、より一層、連携・協力を密にしていくことが不可欠となっている。

2. 目的

気候変動適応法及び計画に基づき、関係研究機関間の連携協力をより一層進めることにより気候変動適応研究を国レベルで進展させ、かつ関係する科学的情報を充実・強化し、国・地方公共団体による適応に関する施策や事業者・国民による適応に関する活動の支援の推進に寄与することを目的とし、本連絡会議を設ける。

3. 討議内容

- (1) 気候変動適応に関する研究・取組状況の共有
- (2) 気候変動等に関する情報の収集・整理・分析及び提供の充実・強化に関すること
- (3) 各分野（農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動及び国民生活・都市生活）に係る科学的知見の充実に向けた協力・連携・連絡
- (4) その他気候変動適応に関する研究に関連すること

4. 構成

連絡会議の構成は、別記1のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の了解を得て、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

5. 事務局

連絡会議の事務局は、国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センターが担当する。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定める。

別記 1

議長 国立研究開発法人国立環境研究所 理事
構成員 国立研究開発法人情報通信研究機構 理事
独立行政法人国際協力機構研究所 所長
国立研究開発法人防災科学技術研究所 理事
国立研究開発法人科学技術振興機構 理事
国立研究開発法人理化学研究所 理事
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 理事
国立研究開発法人海洋研究開発機構 理事
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所 副所長
国立保健医療科学院 次長
国立感染症研究所 副所長
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 理事
国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事
国立研究開発法人水産研究・教育機構 理事
国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事
気象庁気象研究所 研究総務官
国土交通省国土技術政策総合研究所 研究総務官
国立研究開発法人土木研究所 理事
国立研究開発法人建築研究所 理事
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾航空技術研究所 所長